

御代田町の道路が新しくなっています

御代田町の町道はこれまで、国の交付金を活用しながら計画的に整備を進めてきました。しかし、町内に張り巡らされたいわゆる「生活道路」の規模の道路は対象外です。救急車が通行できない、介護施設への送り迎え時に高齢者の負担になるなど、改善要望は多岐にわたっていることから、今年度から従前の数倍規模である年間3億円の町単独改良事業予算を確保し、各地域の要望に応えています。

国道、県道についても地域の声を聞き、積極的に改善を要望していきます。
工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今年度整備した町道の例をご紹介します

町道大久保大林線 道路改良工事(西軽井沢地区) 幅員4.0m 延長190.0m



工事前



完成後

舗装を新しくしたことで、道路の凹凸がなくなり、走行しやすくなりました。

県道借宿小諸線も交通安全対策が進みました

草越地区のPTAの皆さんからの要望を受けて関係者で現地確認し、県の佐久建設事務所に、ラバーポールの設置や道路のドットライン設定など通学路の安全性向上に向け迅速に対応いただきました。



ドットライン



ラバーポール

9月1日は「防災の日」

災害時に命を守る一人ひとりの防災対策

土砂災害、風水害、地震などの自然災害は、時として、想像を超える力で襲ってきます。しかし、日ごろから防災対策をしておくことで、被害を少なくすることはできます。防災対策で大切なことは、自分の身を守るために一人ひとりが取り組む「自助」。そのポイントを紹介します。

問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111

防災対策で重要な「自助」とは？

災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や自治体などが取り組む「公助」が重要だと言われています。

その中でも、基本となるのは「自助」、自らの命は自らが守る意識を持ち、一人ひとりが自分の身の安全を守ることです。

電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まって、自力で生活ができるよう、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくことが大事です。

いつもの食品でもしもの備えに！

大きな災害が起きると、物流機能が止まり、スーパーやコンビニでも食品が手に入りにくくなります。

このため、最低でも3日分、できれば1週間分くらいの食品を家庭で備蓄しておくことが重要です。万が一、日常生活とかけ離れた事態が起こった

たととしても、いつも変わらない、温かく栄養バランスのとれた食事があれば、心と体が満たされ、前向きな思考と元気に活動するためのエネルギーが湧いてきます。



何を備蓄すればいいの？

必需品は、水とカセットコンロ、カセットボンベ。缶詰やレトルト食品、カップ麺、乾物など保存しやすい食品を備蓄しましょう。

東日本大震災では、鶏卵、牛乳、小麦を除去したアレルギー対応食品を1カ月以上入手できなかった方がいます。乳幼児や高齢者、持病・アレルギーのある方は、それぞれの人に合った食品を最低2週間分備蓄することが重要です。

危険を感じたときは自らの意思で避難行動を！

広報やまゆり7月号でもお知らせしましたが、町が開設した避難場所へ行くことだけが避難行動ではありません。複数の避難方法について事前に理解し、普段からどのように行動するか決めておきましょう。

4つの避難行動

町が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの

- ▶マスク
- ▶消毒液
- ▶体温計
- ▶スリッパ など



普段からどう行動するか決めておきましょう



通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。

安全なホテル・旅館への立退き避難

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。



自宅にいても大丈夫か、ハザードマップを確認しておきましょう。



屋内安全確保

問い合わせ先

産業経済課 (32) 3113



詳しくは、町ホームページをご覧ください。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準

令和4年1月8日(県の新型コロナウイルス感染症第6波の基準日)時点で、町内に事業所を有する事業者・町の指定する業種に該当する事業者・令和元年分、令和2年分または令和3年分の年間事業収入額が100万円以上である事業者

追加分

第6波対応

事業者支援給付金の

申請はお済みですか？

※当初の第6波対応事業者支援給付金の対象事業者は、この給付金の対象外です。

申請の締切日は、9月30日(金)です。

ので、給付金の対象となる方で申請がお済みでない場合は、お早めに申請してください。

支給額 1事業者当たり5万円。

対象基準